

山元町PRキャラクター着ぐるみ貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山元町PRキャラクターホッキーくんの着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を貸し出す場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出し対象)

第2条 着ぐるみの貸出し対象は次に掲げるとおりとする。

- (1) 山元町（以下「町」という。）が使用する場合
- (2) 国又は他の地方公共団体が使用する場合
- (3) 町内の自治会、社会福祉法人等の公共的団体が開催する行事のうち、収益を上げることを主たる目的として開催するものでない場合
- (4) その他町長が適当と認める場合

(使用の申請)

第3条 着ぐるみの使用を希望する者（町を除く。以下「申請者」という。）は山元町PRキャラクター着ぐるみ使用申請書（様式第1号）に次に掲げる資料を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の概要がわかる資料
- (2) 申請者が着ぐるみを使用する行事等の概要がわかる資料
- (3) その他町長が必要と認める資料

2 前項の申請（以下「申請」という。）の受付期間は、着ぐるみの使用を希望する期間の初日の6ヶ月前から7日前までとし、先着順に受け付けるものとする。

(使用の承認)

第4条 町長は、申請があった場合は、その内容を審査し、当該使用が地場産品の販路拡大及び地域産業の活性化の推進又は町のPRに寄与すると認めるときは、使用の承認（以下「使用承認」という。）をするものとする。

2 町長は、使用承認を行ったときは、条件を付して、山元町PRキャラクター着ぐるみ使用承認通知書（様式第2号）を申請者へ交付する。

(使用承認の制限)

第5条 町長は、申請の内容が次のいずれかに該当する場合は、使用承認しないものとし、申請者にその旨を書面により通知するものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 町の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 特定の個人、政党及び宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (4) その他着ぐるみの使用が適当でないと認められる場合

(使用料)

第6条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 着ぐるみを使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途にのみ使用すること。
- (2) 使用期間を遵守すること。
- (3) 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。
- (4) 悪天候時に屋外で使用しないこと。
- (5) 着ぐるみの着脱は、関係者以外の目に触れない場所で行うこと。
- (6) 着ぐるみ装着者は、着ぐるみ装着中に発声しないこと。ただし、着ぐるみ装着者の体調不良又は緊急避難的な対応が必要な場合等はこの限りでない。
- (7) 着ぐるみ装着中は、補助者が必ず1名以上付き、安全面に留意すること。

(使用承認の取消し等)

第8条 使用者が前条に定める事項を遵守しなかった場合は、その承認を取り消すとともに、使用承認した期間中は着ぐるみの使用を認めないものとする。この場合、使用者に損害が生じても、町長は、一切その責めを負わないものとする。

(原状回復)

第9条 使用者は、使用期間中に着ぐるみを破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修又はクリーニング等を行い、原状に復さなければならない。

(損失補償等の責任)

第10条 町は、着ぐるみの使用により使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害について、一切の責任を負わないものとする。

- 2 使用者は、第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、町に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- 3 使用者は、着ぐるみの使用に際して故意又は過失により町に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。